

「今にアツプデートされた判決」

性別変更した女性「父」に

会見する仲岡しゅん弁護士(左)と松田真紀弁護士
土11日午後、大阪市

血縁上の親なら性別を変更しても子を認知できる――。21日の最高裁判決を受け、次女の代理人弁護士が大阪市内で記者会見を開き、判決を高く評価した。親と認められた女性は弁護士を通じ、「子どもの権利を考えた上で、今の時代にアツプデートされた判決。親子関係が認められたことをうれしく思う」とのコメントを寄せた。▼1面参照

次女の代理人を務めた仲岡しゅん弁護士は、「最高裁は子の福祉を考慮し、シンプルに判断してくれた。性的少数者の親を持つ子の権利、性的少数者であっても自分の



家族を持つ権利の両方が認められた」と話した。代理人の松田真紀弁護士は「認知の制度は、扶養義務や相続権、出自を知る権利といった子の権利を守るもの。最高裁は

支える医療者「大きな希望」

「同じような境遇のカップルにとって、大きな希望になる判決だ」

不妊治療が専門で、同様のケースの医療に携わったことがある「はらメ

ディカルクリニック」(東京都渋谷区)の宮崎(東京都渋谷区)の宮崎

2020年、戸籍上の性別を変えた30代のトランス女性から、凍結保存

してあった精子で女性パートナーと子をもうけたいと相談を受けた。

日本産科婦人科学会(日産婦)に治療の是非を問い合わせると、「学

会として判断する立場にない」と返ってきた。

「子を持つか持たないかは、人生の大切な選択だ。男女のカップルでなければ、その選択肢が持てないのはおかしい」

宮崎院長はそう考えたが、日本では同性婚ができない。女性カップルが子を持つ場合、出産した方は母となるが、もう一方と子の間の法的な親子関係は不安定だ。

「生まれてくる子の福祉が守られる担保が必要」として弁護士とも相談。「婚姻の意思をもって3年以上共同生活」

「子どもに『出自を知る権利』を与えることを推奨」など医療を受ける要件を独自に策定した。

当事者の2人も、これに沿って準備を進めた。子どもが生まれた場合、0歳から学童期まで発達に合わせて、どんな言葉

で出自を伝えるかを考えた計画書も作った。22年に同院の倫理委員会が承認し、治療へ進んだ。最高裁判決を受け、「自分たちのことのようにうれしい」と語った。

同院はホームページに「トランス女性に精子凍結サービスを提供」「多様な生き方を実現できる現状において、不可欠な医療」と掲げた。これまでに5件ほどの問い合わせがあったという。

ただ、こうした医療を行う施設はまだ少ない。日本G1(性別不合)学会理事長も務める中塚幹也・岡山大教授らが、日産婦の登録施設を対象に今年行った調査(有効回答数375)では、同様のケースを「実施したことがある」と答えたのは2施設にとどまった。

中塚教授は「性的少数者の家族のあり方や子の持ち方は、すでに多様化している。判決を機に、当事者たちの人生の選択肢が広がっていけば」と話す。(二階堂友紀)

ひと



親も子も、ともに「家族になりたい」と願っているのに、かなわないのはなぜなのか。子が親に認知を求める訴訟を通して、司法がどうこたえるのかを問うた。「個人の幸せや子の福祉を阻んでるのは誰か、浮かび上がらせたかった」自身も男性として生まれ、女性として生きるトランスジェンダー。「たたかれでも蹴られても資格があれば生きていける」と、弁護士を志した。2015年に

女性に性別変更しても「父」最高裁で勝ち取った弁護士

なかおか

仲岡 しゅんさん(38)

大阪弁護士会に登録し、性別とは、家族とは何なのかを問い続けてきた。

これまで1万人を超える人が審判を受け、性別変更した。同性婚を求める声も各地であるが、性の多様性や、凍結卵子や精子を使って子をなすことができる現代の生殖補助医療に法律や制度は追いついていない。

未成年の子がいれば性別変更はできず、同性婚も実現していない。制度の枠外に置かれる性的少数者への差別も、残る。仲岡のSNSにはトランスジェンダーを差別する投稿が寄せられ、事務所には殺害予告が送られてきたこともある。

口癖は「やってみなわからへんよね」。先例や文献がなくても、道なきところに道を作ろうと知恵をしばってきた。

その闘う姿を報道で知った女性や性的少数者が、自分の苦しみや悩みをわかってくれるのではないかと全国から相談に訪れる。「自分の境遇にあらがひ、人生を切り開こうとする人の、力強いパートナーでありたい」

文・写真 大貫聡子